⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺ Time-limit for Tender: 11:00 AM, 26 December, 2017

⑻ Contact point for the notice: Aki haraguchi, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成29年11月15日

支出負担行為担当官

国土地理院長　村上　広史

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

1　掲載日　平成29年11月６日（号外政府調達第209号）

2　調達件名及び数量　「国土地理院」の施設の管理・運営業務　一式

3　訂正内容　1⑹中、「落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額から法定点検費用の額を控除した額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費から法定点検費用の額を控除した額の108分の100に相当する金額に法定点検費用を加算した金額を記載すること。」を「落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」に訂正します。

入札公告の訂正

平成29年10月20日（号外政府調達第199号　23・24ページ）掲載の入札公告について、次のとおり訂正します。

平成29年11月15日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役　理事　神山　和美

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　14

○公告番号　機構公告第28号

1　調達内容

⑷　履行期日　平成30年２月５日（月）を

⑷　履行期日　平成30年２月７日（水）に

5　Summary

⑷　Observance of a contract time limit: 5 February 2018　を

⑷　Observance of a contract time limit: 7 February 2018　にそれぞれ訂正します。

入札公告の取消

平成29年11月15日

契約担当役

独立行政法人労働者健康安全機構

東北労災病院長　佐藤　克巳

◎調達機関番号　621　◎所在地番号　04

平成29年10月20日付（号外政府調達第199号・18ページ）掲載の入札公告第67号「硝子体手術・超音波白内障手術装置一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月15日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成29―31年度　沖洲高架橋上部（Ｐ６－Ｐ10）工事

⑶　工事場所　徳島県徳島市東沖洲地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝210m、橋長　Ｌ＝170.0m（鋼４径間連続非合成少数鈑桁橋）

⑸　工期　平成32年２月28日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約920ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

７）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

８）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

９）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。

10）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年11月15日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成29―31年度沖洲高架橋上部（Ｐ６－Ｐ10）工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成14年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成14年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。

・下記の㋐から㋒の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。